

37 社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会 災害見舞基金の設置及び災害見舞金の支給 に関する規程

平成19年3月20日制定
糸社協規程第 43 号

(目 的)

第1条 災害により被害を受けた世帯に対し、災害見舞金の支給を行うため糸魚川市社会福祉協議会災害見舞基金（以下「基金」という。）を設置する。

(定 義)

第2条 この規程において災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、津波、地震、地すべり等の自然災害及び火災をいう。

(基金の積立)

第3条 基金は、次に掲げる資金をもってこれに充てるものとする。

- (1) 災害に寄せられる義援金
- (2) 予算の範囲内での積立金
- (3) 基金の運用から生ずる利益

(基金の管理及び処分)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金は、災害見舞金の支給に限り処分することができる。

(支給の基準)

第5条 災害見舞金の支給対象は、次のとおりとする。

- (1) 災害により住家を半焼半壊以上被災したとき。
- (2) 特に会長が必要と認めたとき。

(見舞金の額)

第6条 災害見舞金の支給額は、1世帯につき50,000円とする。

(支給の制限)

第7条 糸魚川市の災害見舞金給付対象となった世帯には、災害見舞金を支給しない。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、災害見舞金支給について必要な事項を会長が別に定めることができる。

附 則（平成19年3月20日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。